

第3 特 別 会 計

「財政法」(昭 22 法 34) 第 13 条第 2 項において
は、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場
合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に
充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必
要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとさ
れている。

28 年度においては、「貿易保険法及び特別会
計に関する法律の一部を改正する法律」(平 27 法
59) に基づき、貿易再保険特別会計を廃止するこ
ととしている。その結果、29 年度においては、
特別会計の数は次の 13 となっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務
省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、
経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)

- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検
査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林
水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防
衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なる
ものであるが、29 年度予算における各特別会計
の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約 393.4
兆円である。このうち、会計間の取引額などの重
複額等を控除した特別会計の純計額は、約 196.8
兆円である。

この約 196.8 兆円には、国債償還費等約 90.5 兆
円(28 年度当初予算比 1.8 兆円減)、地方交付税交
付金等(地方譲与税等を含む。)約 19.4 兆円(同 1.0
兆円増)、財政融資資金への繰入 12.0 兆円(同 4.5

兆円減)、社会保障給付費約 67.1 兆円(同 1.3 兆円
増)が含まれており、純計額よりこれらを除いた
額は約 7.9 兆円となっている。さらに、東日本大
震災からの復興に関する事業に係る経費約 2.3 兆
円(同 0.6 兆円減)を除いた額は、約 5.6 兆円とな
り、28 年度当初予算額に対して約 0.1 兆円の減少
となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次
のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
特別会計歳出総額	393,428,961	403,851,688
特別会計の会計間取引額	65,072,067	67,723,373
特別会計内の勘定間取引額	25,380,024	25,518,218
一般会計への繰入額	74,761	21,824
国債整理基金特別会計における借換償還額	106,079,044	109,114,440
純計額	196,823,064	201,473,833
i 国債償還費等	90,451,769	92,214,327
ii 地方交付税交付金等	19,407,459	18,403,393
iii 財政融資資金への繰入	12,000,000	16,500,000
iv 社会保障給付費	67,085,889	65,782,517
上記 i ~ iv を除いた純計額	7,877,947	8,573,597
v 復興関連経費	2,265,372	2,855,657
上記 i ~ v を除いた純計額	5,612,575	5,717,940

(注) 28年度の計数には、28年度末をもって廃止される貿易再保険特別会計(歳出総額 223,483 百万円、純計額 223,481 百万円)が含まれている。

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填する地方特例交付金のほか、地方公共団体が行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 地方交付税交付金の財源に充てるため、歳入については、①29年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額10,042,209百万円、酒税の収入見込額の100

分の50に相当する額655,500百万円並びに消費税の収入見込額の100分の22.3に相当する額3,821,774百万円の合算額14,519,483百万円から、20年度、21年度、27年度及び28年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき29年度分の交付税の総額から減額することとされている額380,937百万円を控除し、②同法等に基づき29年度分の交付税総額に加算することと定められている額630,700百万円及び特例加算額665,058百万円を加算した額15,434,304百万円を一般会計から受け入れ、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平19法64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として400,000百万円を特例として受け入れるほか、地方法人税の税収の全額から27年度地方法

人税決算精算額を控除した額 637,500 百万円を受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として 342,511 百万円を受け入れることとしている。なお、これに加えて 32,017,295 百万円を財政融資資金及び民間から借り入れることとしている。歳出については、① 29 年度分の地方団体に交付する地方交付税交付金として 16,676,156 百万円(うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税 346,353 百万円)、②借入金及び一時借入金の利子支払額 82,000 百万円並びに 28 年度における借入金の償還金 32,588,887 百万円を国債整理基金特別会計へ繰入として計上することとしている。

(2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平 11 法 17)に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、歳入については、一般会計から地方特例交付金 132,800 百万円を受け入れ、歳出については、29 年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として 132,800 百万円を計上することとしている。

(3) 「道路交通法」(昭 35 法 105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入については、交通反則者納金の収入を一般会計より受け入れ、歳出については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付する交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。

(4) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭 30 法 113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(5) 石油ガス税の収入の 2 分の 1 に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭 40 法 157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭 27 法 180)第 7 条第 3 項に規定する指定市に譲与することとしている。

(6) 自動車重量税の収入の 1,000 分の 407 に

相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭 46 法 90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(7) 航空機燃料税の収入の 9 分の 2 に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭 47 法 13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

(8) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭 32 法 77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。

(9) 地方法人特別税の収入を受け入れ、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平 20 法 25)に基づき、地方法人特別譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
(歳 入)		
一般会計より受入	15,629,506	(15,345,651) 15,396,651
財政投融资特別会計より受入	400,000	200,000
東日本大震災復興特別会計より受入	342,511	(347,775) 364,313
地方法人税	643,900	636,500
地方揮発油税	256,200	255,300
石油ガス税	8,000	9,000
自動車重量税	253,900	264,200
航空機燃料税	14,900	14,900
特別とん税	12,500	12,500
地方法人特別税	2,002,500	1,880,900
借入金	32,017,295	32,417,295
雑収入	4	4
前年度剰余金受入	641,165	1,466,837
計	52,222,381	(52,850,862) 52,918,400

(歳 出)		
地方交付税交付金	16,676,156	(15,783,650) 15,851,189
地方特例交付金	132,800	123,300
交通安全対策特別交付金	62,100	64,240
地方揮発油譲与税譲与金	256,000	257,800
石油ガス譲与税譲与金	8,300	9,300
自動車重量譲与税譲与金	256,000	262,600
航空機燃料譲与税譲与金	14,900	14,900
特別とん譲与税譲与金	12,500	12,500
地方法人特別譲与税譲与金	1,988,700	1,875,100
地方道路譲与税譲与金	3	3
事務取扱費	257	254
諸支出金	470	493
国債整理基金特別会計へ繰入	32,670,887	32,975,695
予備費	2,600	2,600
計	52,081,672	(51,382,436) 51,449,974

2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭41法73)に基づいて保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(歳 入)		
再保険料収入	155,796	128,393
雑収入	23,730	24,602
計	179,526	152,994
(歳 出)		
再保険費	179,457	152,929
事務取扱費	68	65
予備費	1	1
計	179,526	152,994

3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

29年度においては、一般会計から23,527,504百万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から63,916,655百万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として東日本大震災復興特別会計から81,681百万円、租税143,700百万円、公債金104,167,271百万円、復興借換公債金1,911,773百万円、東日本大震災復興株式売払収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の株式の売払収入1,573,003百万円、東日本大震災復興配当金収入として東京地下鉄株式会社及び日本郵政株式会社の配当金収入92,332百万円、運用収入126,734百万円、東日本大震災復興運用収入2,916百万円、雑収入110,923百万円、東日本大震災復興前年度剰余金受入987,061百万円をそれぞれ受け入れることとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(歳 入)		
他会計より受入	87,444,159	(89,984,623) 88,683,583
一般会計より受入	23,527,504	(23,610,994) 22,415,535
交付税及び譲与税配付金特別会計等より受入	63,916,655	(66,373,628) 66,268,048
東日本大震災復興他会計より受入	81,681	(321,734) 424,527
東日本大震災復興特別会計等より受入	81,681	(321,734) 424,527
租 税	143,700	142,800
公 債 金	104,167,271	109,031,247
復興借換公債金	1,911,773	(83,193) —
東日本大震災復興株式売払収入	1,573,003	1,549,362
東日本大震災復興配当金収入	92,332	(84,921) 85,541
運 用 収 入	126,734	195,088
東日本大震災復興運用収入	2,916	5,721
雑 収 入	110,923	(141,276) 100,070

東日本大震災復興雑収入	12	(3)
東日本大震災復興前年度剰余金受入	987,061	(一) 0
前年度剰余金受入	—	(一) 17,003
計	196,641,565	(201,539,966) 200,234,943
(歳出)		
国債整理支出	191,992,787	(199,495,033) 198,169,791
公債等償還	180,924,350	(186,964,112) 186,965,017
公債利子等支払	10,912,593	(12,307,905) 10,983,021
公債等償還及び発行諸費等	155,844	(223,017) 221,754
復興債整理支出	4,648,778	(2,044,933) 2,065,151
計	196,641,565	(201,539,966) 200,234,943

(注) 29年度の公債金104,167,271百万円は、29年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平19法23)第46条第1項の規定により発行する公債及び29年度における国債の整理又は償還のため同法第47条第1項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。

(参考)

国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。

	29年度予定 (億円)	28年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額等	763,745	761,835
うち復興債償還財源	26,808	18,963
償還額	763,772	757,345
うち復興債	26,808	14,474
差引基金増△減額	△ 27	△ 5,380
年度末基金残高	30,026	30,052

4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う

外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

29年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等を行うことのできる限度額を、28年度の実績見込等を勘案して195,000,000百万円としている。

また、28年度において生ずる決算上の剰余2,518,767百万円については、「特別会計に関する法律」(平19法23)第8条第2項の規定により全額を29年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、海外展開支援融資ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあつては、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(歳入)		
外国為替等売買差益	150,000	150,000
運用収入	2,378,274	2,487,348
雑収入	0	675
計	2,528,275	2,638,023
(歳出)		
事務取扱費	2,233	1,710
諸支出金	121,320	64,980
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	490,969	823,963
予備費	300,000	300,000
計	914,523	1,190,654

5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び

処分に関する経理を行うために設けられた特定
 国有財産整備特別会計が21年度末で廃止され
 たことに伴い、21年度末までに策定されてい
 た事業で完了していない事業の経理を行うため、
 22年度から当該事業が完了する年度までの間
 の経過措置として特定国有財産整備勘定が設け
 られており、事業完了後の残余財産は一般会計
 に承継予定である。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限
 度額を12,000,000百万円、一時借入金等の
 限度額を15,000,000百万円としている。

(2) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社
 国際協力銀行及び地方公共団体金融機構等の
 納付金、日本たばこ産業株式会社及び日本電
 信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、
 前年度剰余金受入等と合わせて計834,779百
 万円を見積もることとしている。

歳出については、日本企業によるインフラ
 海外展開への支援や資源の安定供給の確保等
 を図ることとし、379,200百万円(28年度当
 初予算額297,300百万円)の産業投資支出を
 行うこととしている。

また、復興債の償還の支払財源に充てるた
 め、この勘定から一般会計への繰入金とし
 て、55,355百万円を計上することとしている。

なお、29年度においては、地方の財源不足
 の補填に充てるため、地方公共団体金融機構
 の納付金(400,000百万円)を交付税及び譲与
 税配付金特別会計へ特例的に繰り入れること
 としている。

(3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発
 揮するために必要な庁舎の整備を行うため、
 27,301百万円の特定国有財産整備費を計上し
 ている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のと
 おりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	1,350,431	(1,704,469) 1,573,429
公債金	12,000,000	(16,500,000) 19,600,000
財政融資資金より受入	13,711,389	19,482,338
雑収入	18,493	(30,510) 38,106
計	27,080,313	(37,717,317) 40,693,873
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	12,000,000	(16,500,000) 19,600,000
事務取扱費	5,915	5,878
諸支出金	343,026	(463,044) 387,684
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	65	71
国債整理基金特別会計へ繰入	14,612,106	(20,590,767) 20,485,187
予備費	60	60
計	26,961,172	(37,559,820) 40,478,880

(参考)

「特別会計に関する法律」(平19法23)第65条の
 規定による金利スワップ取引については、29年度
 は、想定元本で12,000億円を上限として実施する
 予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次
 のとおりである(「財政投融资計画の説明」参照)。

	29年度(億円)	28年度(億円) (当初計画)
特別会計	116	84
政府関係機関	43,911	48,791
独立行政法人等	35,955	23,666
地方公共団体	28,680	28,335
計	108,662	100,876
(2) 投資勘定		
(歳入)		
運用収入	559,366	(347,337) 357,748
償還金収入	44	105
利子収入	118	89
納付金	411,380	(210,746) 221,157
配当金収入	147,822	136,397

雑収入	4	5
前年度剰余金受入	275,410	285,672
他会計より受入	—	(—)
		259,000
資産処分収入	—	(142,780)
		267,211
計	834,779	(775,794)
		1,169,636
(歳出)		
		(297,300)
産業投資支出	379,200	566,700
貸付金	28,000	32,000
出資金	351,200	(265,300)
		534,700
事務取扱費	124	123
東日本大震災復興一般会計へ繰入	55,355	—
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	400,000	200,000
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
		(—)
一般会計へ繰入	—	124,442
東日本大震災復興国債整理基金特別会計へ繰入	—	278,272
予備費	100	100
計	834,779	(775,794)
		1,169,636

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融資計画の説明」参照)。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
貸付金		
株式会社日本政策金融公庫	3,000	4,000
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	1,000	5,000
株式会社商工組合中央金庫	24,000	23,000
計	28,000	32,000
出資金		
株式会社日本政策金融公庫	41,000	40,000
沖縄振興開発金融公庫	2,100	2,300
株式会社国際協力銀行	85,000	(33,000)
		142,000

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,200	1,200
独立行政法人都市再生機構	—	4,800
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	52,000	(56,000)
		206,000
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	12,000	—
株式会社日本政策投資銀行	50,000	50,000
株式会社民間資金等活用事業推進機構	3,000	3,000
株式会社海外需要開拓支援機構	21,000	(17,000)
		20,000
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	64,900	(38,000)
		43,200
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	19,000	(20,000)
		22,200
計	351,200	(265,300)
		534,700
合計	379,200	(297,300)
		566,700

(3) 特定国有財産整備勘定

(歳入)		
国有財産売払収入	21,809	61,893
雑収入	140	133
前年度剰余金受入	21,249	5,236
計	43,198	67,261
(歳出)		
特定国有財産整備費	27,301	58,973
事務取扱費	1,485	1,829
国債整理基金特別会計へ繰入	43	100
予備費	10	10
計	28,838	60,912

6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に

関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は一般会計からの繰入れ、財政融資資金からの借入金等である。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) エネルギー需給勘定

(イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガス・石炭の安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガス・石炭の探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス・石炭開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の集約・強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策及び石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

(ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、新エネルギーの製造・利用等のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

(2) 電源開発促進勘定

電源開発促進勘定は、電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の375分の161を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額等、375分の146を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額及び375分の68を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

(イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ資金交付を行うこととしている。

(ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。

(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を適正に実施するための審査・検査等、原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平23法94)の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

なお、「原子力災害からの福島復興の加速

のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえた原子力損害賠償・廃炉等支援機構に交付する交付国債の発行限度額の引上げにあわせて、償還された交付国債に係る金利負担に対応するため、原子力損害賠償支援資金への繰入れを行うこととしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	572,600	(596,700) 637,036
石油証券及借入金収入	1,538,200	1,591,500
備蓄石油売払代	25,329	41,682
雑収入	24,940	14,793
前年度剰余金受入	176,955	194,673
計	2,338,025	(2,439,349) 2,479,686
(歳出)		
燃料安定供給対策費	232,562	(292,495) 304,691
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	55,077	(56,000) 68,400
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	20,245	14,154
エネルギー需給構造高度化対策費	366,609	(400,462) 416,202
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	128,267	121,779
事務取扱費	2,538	2,134
諸支出金	0	0
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	1,531,716	1,551,315
予備費	1,010	1,010
計	2,338,025	(2,439,349) 2,479,686

(2) 電源開発促進勘定

(歳入)		
電源立地対策財源一般会計より受入	160,575	143,959
電源利用対策財源一般会計より受入	107,124	106,610
原子力安全規制対策財源一般会計より受入	38,800	40,710
周辺地域整備資金より受入	12,760	23,017
雑収入	929	1,095
前年度剰余金受入	25,158	30,193
計	345,346	345,584
(歳出)		
電源立地対策費	178,539	173,472
電源利用対策費	16,063	18,843
原子力安全規制対策費	31,320	35,894
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	91,239	91,520
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	3,096	1,165
事務取扱費	24,579	24,179
諸支出金	0	0
予備費	510	510
計	345,346	345,584
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
(歳入)		
原子力損害賠償支援資金より受入	6,769	13,209
一般会計より受入	40,000	—
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	12,595,000	8,358,900
原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0	0
雑収入	5	1
前年度剰余金受入	144	253
計	12,641,919	8,372,363
(歳出)		
事務取扱費	1	1
原子力損害賠償支援資金へ繰入	40,000	—

国債整理基金特別会計へ繰入	12,601,918	8,372,362
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	—	0
計	12,641,919	8,372,363

7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭22法50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭49法116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から153百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、28年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、求職者給付、雇用継続給付の支給及びその事務の執行に要する費用に充てるため、一般会計から26,269百万円を受け入れることとしているが、これは、経済対策を踏まえ、29年度から31年度までの3年間に限り、国庫負担割合が本則の10%に引き下げられたものである。また、このほか、雇用保険料率についても、時限的に0.2%引き下げられている。

失業等給付については、最近における受給実績等を勘案するとともに、育児休業給付の延長や教育訓練給付の拡充、その他暫定措置等に係る見直しについて所要の額を計上している。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き17,697百万円(うち一般会計からの繰入885百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、非正規雇用労働者の正規雇用への転換や待遇改善等に取り

組む事業主への支援の拡充や、労働生産性向上のための環境整備として賃金アップを図る企業への支援等について所要の額を計上している。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(1) 労災勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	870,041	872,309
一般会計より受入	153	192
未経過保険料受入	20,780	(20,267) 22,255
支払備金受入	171,947	(172,779) 173,599
運用収入	128,201	131,904
独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	4	—
独立行政法人労働者健康安全機構納付金	—	(1) 223
雑収入	21,175	18,893
計	1,212,301	(1,216,345) 1,219,374
(歳出)		
労働安全衛生対策費	20,064	(18,531) 18,586
保険給付費	765,344	767,863
職務上年金給付費 年金特別会計へ繰入	8,024	8,422
職務上年金給付費 等交付金	5,521	5,798
社会復帰促進等 事業費	139,951	(139,220) 139,573
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	9,726	9,896
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	3,549	2,815
仕事生活調和推進費	2,933	(2,532) 2,566
中小企業退職金共済等事業費	2,055	1,913

独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	107	107
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	95	55
個別労働紛争対策費	1,404	1,119
業務取扱費	54,315	53,557
施設整備費	1,430	1,346
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	39,808	37,661
予備費	6,700	6,700
計	1,061,027	(1,057,537) 1,057,977
(2) 雇用勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	1,606,423	1,892,166
一般会計より受入	26,269	152,400
積立金より受入	817,703	405,810
運用収入	663	611
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構納付金	354	9
独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	13	—
雑収入	34,399	18,750
計	2,485,824	2,469,746
(歳出)		
中小企業退職金共済等事業費	6,318	6,168
独立行政法人勤労者退職金共済機構運営費	32	32
労使関係安定形成促進費	404	406
個別労働紛争対策費	1,404	1,119
職業紹介事業等実施費	60,544	57,352
地域雇用機会創出等対策費	101,435	(94,807) 97,840
高齢者等雇用安定・促進費	200,666	(172,401) 173,077
失業等給付費	1,716,037	1,721,146
就職支援法事業費	20,431	25,084
職業能力開発強化費	60,055	54,884
若年者等職業能力開発支援費	4,123	3,326

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構運営費	67,360	67,192
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費	2,405	2,047
障害者職業能力開発支援費	1,800	1,695
技能継承・振興推進費	4,388	4,096
男女均等雇用対策費	14,680	(10,774) 11,835
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	1,960	1,870
独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費	111	138
業務取扱費	98,857	94,838
施設整備費	3,032	3,410
雇用安定資金へ繰入	42,246	(57,609) 52,838
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	23,537	28,351
予備費	54,000	61,000
計	2,485,824	(2,469,746) 2,469,746
(3) 徴収勘定		
(歳入)		
保険料収入	2,475,200	2,743,208
印紙収入	376	436
一般会計より受入	122	93
一般拠入金収入	3,685	3,625
他勘定より受入	63,345	66,012
雑収入	889	962
前年度剰余金受入	4,618	24,423
計	2,548,235	2,838,759
(歳出)		
業務取扱費	32,011	34,291
保険給付費等財源労災勘定へ繰入	870,041	872,309
失業等給付費等財源雇用勘定へ繰入	1,606,423	1,892,166
諸支出金	39,660	39,892
予備費	100	100
計	2,548,235	2,838,759

8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)及び「健康保険法」(大11法70)に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭46法73)等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく地域子ども・子育て支援事業等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

(1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1,939,599百万円を一般会計から受け入れることとしている。

(3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、9,482,474百万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、5,911

百万円を受け入れることとしている。

(5) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、3歳以上小学校修了までの児童(第3子以降)一人につき月額15,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童一人につき月額10,000円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童一人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における地域の子ども・子育て支援の量及び質の充実を図るための地域子ども・子育て支援事業費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1,246,774百万円を受け入れることとしている。

(6) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
(歳入)		
拠出金等収入	23,487,424	23,138,098
運用収入	1,412	5,058
積立金より受入	1,070,283	941,202
雑収入	5,410	6,095
計	24,564,529	24,090,454
(歳出)		
基礎年金給付費	23,280,192	22,510,409
基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	1,190,544	1,489,054
諸支出金	792	991
予備費	93,000	90,000
計	24,564,529	24,090,454
(2) 国民年金勘定		
(歳入)		
保険収入	3,754,339	3,958,954

保険料収入	1,341,971	1,399,576
一般会計より受入	1,939,599	2,000,095
基礎年金勘定より受入	472,751	559,266
運用収入	19	16
積立金より受入	276,741	342,560
独立行政法人納付金	216,655	157,519
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	208,777	150,878
独立行政法人福祉医療機構納付金	7,878	6,641
雑収入	703	952
前年度剰余金受入	12	14
計	4,248,451	4,459,998
(歳出)		
特別障害給付金給付費	3,247	3,390
福祉年金給付費	96	166
国民年金給付費	634,322	713,090
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	3,457,067	3,593,502
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	95,169	91,498
諸支出金	55,950	55,451
予備費	2,600	2,900
計	4,248,451	4,459,998
(3) 厚生年金勘定		
(歳入)		
保険収入	45,654,903	45,015,282
保険料収入	30,118,018	28,709,075
一般会計より受入	9,482,474	9,247,113
労働保険特別会計より受入	8,024	8,422
基礎年金勘定より受入	555,862	738,793
存続厚生年金基金等徴収金	5,699	4,461
解散厚生年金基金等徴収金	856,887	1,572,191
実施機関拠出金収入	4,530,890	4,639,051
存続組合等納付金	96,754	95,948
運用収入	295	227
積立金より受入	450,791	418,927

独立行政法人納付金	1,249,140	1,254,464
年金積立金管理運用独立行政法人納付金	1,106,568	1,134,279
独立行政法人福祉医療機構納付金	142,572	120,185
雑収入	6,829	10,542
計	47,361,663	46,699,214
(歳出)		
保険給付費	24,488,304	24,412,547
実施機関保険給付費等交付金	4,752,414	4,785,470
基礎年金給付費等基礎年金勘定へ繰入	17,857,013	17,262,720
年金相談事業費等業務勘定へ繰入	124,428	118,871
諸支出金	42,504	22,607
予備費	97,000	97,000
計	47,361,663	46,699,214
(4) 健康勘定		
(歳入)		
保険料収入	9,497,255	8,958,894
一般会計より受入	5,911	10,388
日雇拠出金収入	0	0
運用収入	0	0
業務勘定より受入	274	183
借入金	1,479,228	1,479,228
雑収入	6	3
前年度剰余金受入	289,613	214,507
計	11,272,288	10,663,203
(歳出)		
保険料等交付金	9,761,419	9,147,582
業務取扱費等業務勘定へ繰入	23,314	23,686
諸支出金	2,415	2,319
国債整理基金特別会計へ繰入	1,485,140	1,489,616
計	11,272,288	10,663,203
(5) 子ども・子育て支援勘定		
(歳入)		
事業主拠出金収入	396,909	335,069
一般会計より受入	1,246,774	1,276,583
積立金より受入	379	341

雑収入	1,831	2,356
前年度剰余金受入	15,239	—
計	1,661,133	1,614,349
(歳出)		
児童手当等交付金	1,400,678	1,415,471
地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	255,247	193,637
業務取扱費	2,163	2,196
諸支出金	45	45
予備費	3,000	3,000
計	1,661,133	1,614,349
(6) 業務勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	106,327	105,149
他勘定より受入	244,560	235,704
特別保健福祉事業資金より受入	18	10
独立行政法人福祉医療機構納付金	181	152
雑収入	12,361	8,589
前年度剰余金受入	16,958	29,021
計	380,404	378,625
(歳出)		
業務取扱費	40,349	40,313
社会保険オンラインシステム費	66,519	67,235
日本年金機構運営費	273,226	270,870
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	280	186
一般会計へ繰入	18	10
予備費	12	12
計	380,404	378,625

9 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく米・麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業災害補償法」(昭 22 法 185)に基

づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく普通損害保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業及び土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20 年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

29 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。
- (2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米・麦の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入 342,540 百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米及び輸入小麦等の買入れ及び売渡し等に必要な経費を計上している。国内米については買入数量 200 千トン、売却数量 205 千トン、輸入米については買入数量 767 千トン、売却数量 726 千トン、輸入小麦等については買入数量 5,111 千トン、売却数量 5,111 千トンと見込んでいる。買入価格及び米の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、29 年 4 月 1

日以降に見込まれる価格等で計上している。
輸入飼料については小麦 500 千トン、大麦 800 千トンの売却及びこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上している。

(3) 農業共済再保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の趨勢等を考慮して、普通保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(5) 漁業共済保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

(7) 国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業 14 地区、総合農地防災事業 2 地区の工事をそれぞれ施行するために必要な経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ 2,500 百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29 年度(百万円)	28 年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳入)		
食糧管理勘定より受入	102,430	77,530
一般会計より受入	88,801	101,997
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	21,892	21,815
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	56,675	68,937
計	269,798	270,279

(歳出)		
農業経営安定事業費	269,639	270,119
事務取扱費業務勘定へ繰入	59	59
予備費	100	100
計	269,798	270,279

(2) 食糧管理勘定

(歳入)		
食糧売払代	406,338	468,943
輸入食糧納付金	422	373
一般会計より受入	77,000	95,600
食糧証券収入	342,540	372,740
雑収入	12,901	18,963
計	839,201	956,619

(歳出)		
食糧買入費	472,264	559,292
食糧管理費	37,700	39,565
交付金等他勘定へ繰入	116,757	89,552
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	127,480	183,209
予備費	85,000	85,000
計	839,201	956,619

(3) 農業共済再保険勘定

(歳入)		
農業共済再保険収入	71,197	68,806
再保険料	3,705	3,523
一般会計より受入	51,536	51,518
前年度繰越資金受入	15,956	13,765
積立金より受入	21,385	21,385
雑収入	15	15
計	92,597	90,206

(歳出)		
農業共済再保険費及交付金	61,568	58,959
事務取扱費業務勘定へ繰入	990	954
予備費	21,400	21,400
計	83,958	81,313

(4) 漁船再保険勘定

(歳入)		
漁船再保険収入	9,777	9,938

再保険料	0	23
一般会計より受入	8,020	8,022
前年度繰越資金受入	1,757	1,894
積立金より受入	99	167
雑収入	1	5
計	9,877	10,111
(歳出)		
漁船再保険費及交付金	7,835	7,778
事務取扱費業務勘定へ繰入	625	625
予備費	100	100
計	8,560	8,503
(5) 漁業共済保険勘定		
(歳入)		
漁業共済保険収入	10,493	11,680
保険料	0	0
一般会計より受入	8,956	8,902
前年度繰越資金受入	1,537	2,779
雑収入	0	0
計	10,493	11,680
(歳出)		
漁業共済保険費及交付金	8,748	8,749
事務取扱費業務勘定へ繰入	127	131
予備費	100	100
計	8,975	8,980
(6) 業務勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	16,129	13,791
雑収入	45	54
計	16,173	13,846
(歳出)		
事務取扱費	15,973	13,646
予備費	200	200
計	16,173	13,846
(7) 国営土地改良事業勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	17,399	18,068
土地改良事業費負担金収入	8,293	10,856
借入金	2,500	2,700
雑収入	227	175

前年度剰余金受入	37	75
受託工事費等受入	—	107
計	28,455	31,980
(歳出)		
土地改良事業費	15,628	15,736
北海道土地改良事業費	2,162	2,032
離島土地改良事業費	148	734
土地改良事業工事諸費	2,811	2,957
受託工事費及換地清算金	4	102
土地改良事業費負担金等収入一般会計へ繰入	1,013	4,164
国債整理基金特別会計へ繰入	6,389	5,957
予備費	300	300
計	28,455	31,980

10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受入	19,754	17,632
借入金	324,000	313,100
計	343,754	330,732
(歳出)		
国債整理基金特別会計へ繰入	343,754	330,732

(注) 29年度の借入金324,000百万円は、「特別会計に関する法律」(平19法23)附則第206条の6の規定に基づき、29年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

11 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にするために設けられたものである。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 世界最速・最高品質の審査を実現する

ため、審査体制の強化、ユーザーの利便性向上に資する情報システムの構築・運営、増加する外国特許文献の調査の推進を行うとともに、特許行政事務の高度化・効率化に向けた人工知能等の関連技術の活用に向けた検討を行う。また、新興国の審査官等の受入研修などにより知財環境整備の協力を通じて、我が国の知財制度を展開することにより、我が国企業の海外における権利の取得・保護に向けた環境を整備することとしている。

(2) 地域経済を支える中小企業等のイノベーション創出及び海外展開を後押しするため、各都道府県に設置された「知財総合支援窓口」が中心となり、中小企業等を対象としたワンストップサービス機能の強化を図るとともに、審査官による出張面接等を行う「巡回特許庁」の充実、地域金融機関が行う「知財ビジネス評価書」の作成支援を通じた知財に着目した融資の円滑化、外国出願に係る経費及び海外での知財訴訟費用保険への加入の補助等、地域の実情に応じた中小企業等の知財活動に対するきめ細かな支援を行う。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(歳入)		
特許印紙収入	93,676	90,705
特許料等収入	26,879	21,831
一般会計より受入	17	18
雑収入	993	1,418
前年度剰余金受入	162,760	180,664
独立行政法人工業所有権情報・研修館納付金収入	—	2,567
計	284,325	297,203
(歳出)		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	12,141	11,939
事務取扱費	132,226	131,139
施設整備費	2,677	1,366
予備費	200	200
計	147,243	144,643

12 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく自動車損害賠償保障事業等及び「道路運送車両法」(昭26法185)に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

なお、当分の間の措置として、自動車事故対策計画に基づく交付等に関する経理を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を26年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 保障勘定

(イ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、1,757百万円の保障金を計上している。

(ロ) 15年3月31日までに引き受けた再保険等に対する保険金等の支払いのため、447百万円の再保険金等を計上している。

(2) 自動車検査登録勘定

(イ) 29年度検査関係業務件数を26,439千件、29年度登録関係業務件数を38,065千件と見込んでいる。

(ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ニ) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減、行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの導入を進めることとしている。

(3) 自動車事故対策勘定

(イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、5,436百万円の補助金等を計上している。

(ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(4) 空港整備勘定

(イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、航空機燃料税収入の9分の7相当額等及び一般財源の一般会計から受け入れる金額、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。

(ロ) 歳出については、引き続き、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能強化に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港及び那覇空港において滑走路増設事業を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(1) 保障勘定		
(歳入)		
賦課金収入	2,072	2,067
積立金より受入	601	781
雑収入	563	698
前年度剰余金受入	57,446	56,635
計	60,682	60,183
(歳出)		
保障費	2,177	3,072
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	845	875
再保険及保険費	447	542
予備費	100	200
計	3,569	4,690
(2) 自動車検査登録勘定		
(歳入)		
検査登録印紙収入	30,316	31,900

検査登録手数料収入	2,477	1,499
一般会計より受入	296	309
		(1,211)
他勘定より受入	1,147	1,261
雑収入	121	139
前年度剰余金受入	12,081	15,225
独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	—	103
計	46,437	(50,386)
(歳出)		
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,443	2,411
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	3,792	3,841
業務取扱費	28,065	(31,285)
施設整備費	1,780	31,335
予備費	150	1,536
計	36,230	300
		(39,372)
		39,422

(3) 自動車事故対策勘定

(歳入)		
積立金より受入	9,079	(9,409)
償還金収入	1,086	9,657
雑収入	2,491	1,103
計	12,657	2,701
		(13,214)
		13,462
(歳出)		
自動車事故対策費	5,436	(5,502)
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	6,843	5,701
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	76	6,900
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	302	76
計	12,657	476
		(336)
		386
		(13,214)
		13,462

(4) 空港整備勘定

(歳入)		
空港使用料収入	226,262	210,396
一般会計より受入	79,100	(83,351)
		97,886

地方公共団体工 事費負担金収入	9,100	(8,280) 8,957
償 還 金 収 入	15,302	20,092
配 当 金 収 入	6,400	6,238
空港等財産処分 収入	1,834	57
雑 収 入	25,354	23,686
前年度剰余金受 入	26,556	33,284
計	389,907	(385,383) 400,595
(歳 出)		
空港等維持運営 費	147,163	147,270
空港整備事業費	102,082	(94,560) 106,560
北海道空港整備 事業費	11,357	(10,903) 11,479
離島空港整備事 業費	1,568	1,495
沖縄空港整備事 業費	39,729	(38,263) 40,899
航空路整備事業 費	32,169	31,818
地域公共交通維 持・活性化推進 費	4,817	6,423
空港等整備事業 工事諸費	1,820	1,795
収益回収公共事 業資金貸付金償 還金一般会計へ 繰入	2,617	2,617
国債整理基金特 別会計へ繰入	46,254	49,909
予 備 費	330	330
計	389,907	(385,383) 400,595

13 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
(歳 入)		
復興特別所得税	376,400	376,600
一般会計より受 入	571,000	(572,700) 699,903

復 興 公 債 金	1,514,500	(2,156,400) 2,321,200
公共事業費負担 金収入	77,474	(75,010) 91,213
災害等廃棄物処 理事業費負担金 収入	2,564	611
附帯工事費負担 金収入	611	465
雑 収 入	147,014	65,108
前年度剰余金受 入	—	(—) 13,432
計	2,689,563	(3,246,894) 3,568,532
(歳 出)		

歳出については、復興事業等を行うため、2,689,563百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平23法125)第4条第2項の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として1,815,349百万円を一括計上している。

29年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 災害救助等関係経費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
35,774	51,290

① 災害救助費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
22,265	31,487

この経費は、「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払、建築した仮設住宅の基礎の補修工事等に要する費用の一部負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
13,510	19,804

この経費は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった児童生徒等への就学支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
復興特区支援助 子補給金	1,891	1,920
東日本大震災復 興推進調整費	750	1,500

災害援護貸付金等	780	1,900
被災児童生徒就学支援等事業交付金	6,198	7,988
緊急スクールカウンセラー等活用事業費	2,701	2,701
育英資金貸付金	1,122	2,820
仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業費	—	795
その他	68	180
計	13,510	19,804

(2) 災害廃棄物処理事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
7,201	(24,766) 25,657

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域において、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」(平 23 法 99)に基づき行う災害廃棄物処理代行業等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

29年度(百万円)	28年度(百万円)	
災害廃棄物処理代行業費	6,603	24,201
災害等廃棄物処理事業費補助金	598	(565) 1,456
計	7,201	(24,766) 25,657

(3) 復興関係公共事業等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
697,831	(948,192) 1,010,958

① 災害復旧等事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
226,398	451,644

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費及び災害関連事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
215,301	436,111

この経費は、公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費である。

復旧については、その早期復旧を図るため、復旧進度に応じた必要な経費であって、その所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
農林水産省	78,472	5,399	83,871
国土交通省	131,379	51	131,430
計	209,851	5,450	215,301

(ロ) 水道施設災害復旧事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
10,821	15,077

この経費は、水道施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(ハ) 住宅施設災害復旧事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
258	278

この経費は、公営住宅等施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(ニ) 航路標識災害復旧事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
18	178

この経費は、航路標識の災害復旧事業に必要な経費である。

② 一般公共事業関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
450,964	(451,161) 513,927

この経費は、東日本大震災からの復興事業として治水、治山、道路、港湾、廃棄物処理施設、農業農村、水産基盤等の整備等を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 治山治水対策事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
19,156	21,921

この経費は、河川整備事業及び治山事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
治水事業	6,898	7,859
治山事業	12,258	14,062
計	19,156	21,921

(ロ) 道路整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
	(237,617)
239,952	296,538

この経費は、復興道路・復興支援道路の整備等に必要な経費である。

(ハ) 港湾空港鉄道等整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
	(32,631)
36,131	36,476

この経費は、港湾整備事業に必要な経費である。

(二) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
14,003	12,393

この経費は、廃棄物処理施設整備事業、国営公園等事業及び自然公園等事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
廃棄物処理施設整備事業	12,134	10,983
国営公園等事業(国営追悼・祈念施設(仮称))	1,289	530
自然公園等事業	580	880
計	14,003	12,393

(ホ) 農林水産基盤整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
32,770	41,163

この経費は、農業農村整備事業、森林整備事業、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
農業農村整備事業	11,655	11,582
森林整備事業	5,857	5,259
水産基盤整備事業	5,584	14,210
農山漁村地域整備事業	9,674	10,112
計	32,770	41,163

(ヘ) 社会資本総合整備事業費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
108,952	105,436

この経費は、社会資本総合整備事業に必

要な経費である。

③ 施設費等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
20,469	45,387

(イ) 文教施設災害復旧費等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
10,057	28,364

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公立学校施設等について、地方公共団体等が行う復旧等に要する費用の一部負担等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
国宝重要文化財等災害復旧費	700	901
公立文教施設整備等都道府県事務費交付金等	1	2
公立学校施設災害復旧費	6,950	21,174
公立社会教育施設災害復旧費	1,157	5,178
私立学校施設災害復旧費	198	337
国立大学法人施設整備費	1,052	773
計	10,057	28,364

(ロ) その他

29年度(百万円)	28年度(百万円)
10,412	17,022

上記の内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
警察施設等災害復旧費	356	234
警察活動基盤整備費	303	530
消防防災施設災害復旧費	879	5,608
法務省施設費	228	107
社会福祉施設等災害復旧費	4,159	4,456
保健衛生施設等災害復旧費	425	267
社会福祉施設等設備災害復旧費等(児童福祉施設)	8	20
東日本大震災農業生産対策交付金	1,578	998

水産業共同利用施設復旧整備事業費	1,204	3,585
特用林産施設体制整備復興事業費	904	1,034
福島県水産試験研究拠点整備事業費	293	40
木材加工流通施設等復旧対策事業費	76	143
計	10,412	17,022

(4) 災害関連融資関係経費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
21,634	24,305

① 中小企業等関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
14,255	16,128

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

29年度(百万円)	28年度(百万円)
-----------	-----------

株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	7,100	8,000
株式会社日本政策金融公庫出資金(厚生労働省分)	355	428
株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分)	6,800	7,700
計	14,255	16,128

② 農林漁業者等関係費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
7,379	8,177

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

29年度(百万円)	28年度(百万円)
-----------	-----------

株式会社日本政策金融公庫出資金(農林水産省分)	3,480	3,480
農業経営金融支援対策費補助金	1,504	1,772

漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	1,202	1,589
漁業信用保険事業交付金	613	631
漁業経営安定対策事業費補助金	484	529
林業振興事業費補助金	70	83
株式会社日本政策金融公庫補給金	26	37
林業信用保証事業交付金	—	57
計	7,379	8,177

(5) 地方交付税交付金

29年度(百万円)	28年度(百万円)
342,511	(347,775) 364,313

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(6) 東日本大震災復興交付金

29年度(百万円)	28年度(百万円)
52,502	147,695

この経費は、「東日本大震災復興特別区域法」(平23法122)の規定による復興交付金事業等の実施に要する経費に充てるための地方公共団体に対する交付金の交付に必要な経費である。

(7) 原子力災害復興関係経費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
829,780	(1,024,806) 1,362,656

① 除去土壌等の適正管理・搬出等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
661,935	(877,683) 1,208,432

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・搬出の実施等に必要な経費であって、

その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費	3,401	3,802
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施経費	285,464	(524,858) 855,607
中間貯蔵施設の整備等経費	187,561	134,616
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	180,123	209,021
その他	5,386	5,386
計	661,935	(877,683) 1,208,432

② 福島再生加速化交付金等

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	167,844	(147,124) 154,224

この経費は、福島の再生を加速するため、復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
福島生活環境整備・帰還再生加速事業費	18,101	7,561
福島再生加速化交付金	80,671	101,151
帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等	6,054	4,500
原子力損害賠償紛争審査会の開催等	4,456	4,734
福島県双葉郡中高一貫校設置事業(施設)	2,584	2,613
福島関連基礎・支援研究等(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)	3,145	3,588
地域復興実用化開発等促進事業費等	8,251	9,141
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業費	5,420	(1,318) 1,468

ロボットテストフィールド・研究開発拠点整備事業費	1,308	5,102
福島再生可能エネルギー研究開発拠点機能強化事業費	1,080	1,080
特定復興再生拠点整備事業(仮称)	30,904	—
放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	1,298	1,391
環境放射線測定等経費	1,108	1,520
その他	3,464	(3,425) 10,376
計	167,844	(147,124) 154,224

(8) その他の東日本大震災関係経費

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	170,641	(184,590) 185,390

① 被災者生活再建支援金補助金

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	13,542	18,906

この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部補助に必要な経費である。

② 警察・消防・自衛隊活動経費等

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	13,739	12,657

(イ) 警察・消防関係

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
	936	1,196

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
警察活動経費	519	703
緊急消防援助隊活動費負担金等	175	411
消防防災設備災害復旧費補助金	242	82
計	936	1,196

(ロ) 自衛隊関係

29年度(百万円)	28年度(百万円)
12,804	11,462

この経費は、東日本大震災により被害を受けた装備品等の復旧に必要な経費である。

③ 教育支援等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
4,699	4,788

この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の改善や被災地にある私立大学等の安定的な教育環境の整備等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
被災私立大学等復興特別補助事業費	1,752	1,762
海洋生態系研究開発拠点形成事業費	707	722
義務教育費国庫負担金	2,162	2,165
その他	77	139
計	4,699	4,788

④ 医療、介護、福祉等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
37,076	15,020

(イ) 地域医療再生対策費

29年度(百万円)	28年度(百万円)
23,626	—

この経費は、東京電力福島原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等の復旧・復興を図るため、福島県が設置した基金に地域医療再生臨時特例交付金を交付することにより、医療提供体制の再構築を推進するために必要な経費である。

(ロ) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置

29年度(百万円)	28年度(百万円)
11,736	13,263

この経費は、医療保険、介護保険、障害福祉サービス等において、東京電力福島原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険

料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
医療保険制度	7,635	8,729
介護保険制度	4,086	4,519
障害福祉サービス等	15	16
計	11,736	13,263

(ハ) 被災者の健康・生活支援等

29年度(百万円)	28年度(百万円)
1,714	1,757

この経費は、被災者が安心して日常生活を送れるよう相談支援・訪問診療などを行う心のケアセンターの運営等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
被災者の心のケア支援事業費	1,361	1,361
障害福祉サービス再開支援事業費	268	305
被災地における福祉・介護人材確保事業費	85	91
計	1,714	1,757

⑤ 雇用関係

29年度(百万円)	28年度(百万円)
2,567	8,308

この経費は、福島県及び同県内の市町村に対し資金を交付し、民間企業等への委託により福島県被災求職者の雇用の創出を図るための重点分野雇用創造事業等を実施するために必要な経費であり、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
企業間専門人材派遣支援モデル事業費	357	—
伴走型人材確保・育成支援モデル事業費	310	—
被災地域人材確保対策調査事業費	29	—
重点分野雇用創造事業費	1,871	8,308
計	2,567	8,308

⑥ 農林業関係

29年度(百万円)	28年度(百万円)
7,489	5,864

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域で経営再開に向けて復旧作業を行う被災農業者に対する経営再開支援、本格復興に向けて生産力・販売力を回復する産地の取組支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
福島県農林水産業再生総合事業費	4,710	—
食料生産地域再生のための先端技術展開事業費	1,134	1,260
東日本大震災農業生産対策交付金	1,008	2,313
震災復興林業作業システム導入支援事業費	359	355
福島イノベーション・コースト構想に基づく先端農林業ロボット研究開発事業費	86	95
福島発農産物等戦略的情報発信事業費	—	1,604
被災土地改良区復興支援事業費	—	27
農家負担金軽減支援対策事業費	—	12
農地・水保全管理支払交付金	—	7
その他	192	190
計	7,489	5,864

⑦ 水産業関係

29年度(百万円)	28年度(百万円)
3,834	5,276

この経費は、東日本大震災により売上が大きく減少した水産加工業者等に対する販路の回復・新規開拓等のための復興水産加工業等販路回復促進事業、被災海域における種苗放流支援事業等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
チーム化による水産加工業等再生モデル事業費	135	—

復興水産加工業等販路回復促進事業費	1,477	1,802
被災海域における種苗放流支援事業費	774	1,072
漁場復旧対策支援事業費	701	1,279
漁船等復興対策事業費	431	674
漁業復興担い手確保支援事業費	202	299
養殖施設災害復旧事業費	113	151
計	3,834	5,276

⑧ 中小企業対策

29年度(百万円)	28年度(百万円)
23,192	32,396

この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県等に対する一部補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	21,000	29,000
中小企業再生支援事業費	1,390	2,564
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	650	832
東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業費	152	—
計	23,192	32,396

⑨ 立地補助金

29年度(百万円)	28年度(百万円)
18,500	32,000

この経費は、福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出及び産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。

⑩ 住宅関係

29年度(百万円)	28年度(百万円)
150	150

この経費は、東日本大震災により被害を受

けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費である。

① その他

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
		(49,224)
	45,853	50,024

上記の内訳は次のとおりである。

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
被災者支援総合交付金	20,006	22,034
復興庁運営経費	5,486	5,722
官民連携推進協議会運営事業費等	1,371	1,416
被災地への情報提供等経費	204	168
国営追悼・祈念施設(仮称)基本計画検討調査	57	44
原子力施設等防災対策等交付金	550	—
特定非営利活動法人等被災者支援交付金	203	203
情報通信基盤災害復旧事業費	292	191
被災地域情報化推進事業費	174	263
登記事務処理実施等経費	634	654
民事法律扶助事業等実施経費	589	596
東北メディカル・メガバンク計画	1,593	1,218
被災ミュージアム再興事業費	204	233
地域イノベーション戦略支援プログラム	—	803
東北発素材技術先導プロジェクト	—	801
社会福祉施設等設備災害復旧費等(介護施設)	57	50
社会福祉施設等設備災害復旧費等(障害者施設)	6	6
海岸防災林再生等復興支援事業費	—	55

被災都市ガス導管移設復旧支援事業費	150	311
風評被害対策放射線量測定指導・助言事業	27	30
東北地方へのインバウンド推進による観光復興事業費	4,265	(4,265) 5,065
地域公共交通確保維持改善事業費	1,363	1,487
東日本大震災復興附帯工事費	587	436
福島県における観光関連復興支援事業費	300	266
被災地域地籍調査経費	182	247
震災復興官民連携支援事業費	—	120
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施、災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化経費	7,000	6,700
環境モニタリング調査費	539	751
防災対策推進精算還付金	14	158
計	45,853	(49,224) 50,024

(9) 国債整理基金特別会計への繰入等

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
		(43,475)
	81,689	146,268

この経費は、復興債の償還及び利子の支払に必要な経費と、これらの発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(10) 復興加速化・福島再生予備費

	29年度(百万円)	28年度(百万円)
		(450,000)
	450,000	250,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。